独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会(平成22年度第1回)議事概要

開催日及び場所	平成22年12月3日(金)東京国立博物館会議室	
	○委員長	
出席委員	辻 惟雄(MIHOミュージアム館長)	
(敬称略)	○委員	
	魚占川	真昭 (公認会計士)
	松原	茂 (根津美術館学芸部長)
	宮廻	正明(東京藝術大学教授)
	服部	彰 (独立行政法人国立文化財機構監事)
	雪山	行二(独立行政法人国立文化財機構監事)
審議対象期間	平成22年4月1日~平成22年9月30日	
個別審査対象案件	131 件	○議事
平成22年度上半期におけ	13 件	(1)平成22年度上半期における前回競争性
る前回競争性のない随意契		のない随意契約であった契約の点検
約であった契約		(2)平成22年度上半期における前回一者応
平成22年度上半期におけ	11 件	札・一者応募であった契約の点検
る前回一者応札・一者応募で		(3)平成22年度上半期における競争性のな
あった契約		い随意契約の点検
平成22年度上半期におけ	21 件	(4) 平成22年度上半期における一者応札・
る競争性のない随意契約		一者応募の契約の点検
平成22年度上半期におけ	30 件	(5)平成22年度上半期におけるその他案件
る一者応札・一者応募の契約		の点検
平成22年度上半期におけ	56 件	
るその他案件		
委員からの意見・質問、それに 別紙①の)とおり
対する回答、及び審議総括		

質問・意見	回答
1. 平成 2 2 年度上半期における前回競争性	
のない随意契約であった契約の点検	
(1) 該当の契約13件について	
・公告期間はどの程度とっているのか。	・一般的なものは 10 日以上だが、機構とし
	ては特段の事情のない限り 15 日以上、可能
	な限り20日以上としている。
・HPの公告へのアクセス数は確認できる	・個別公告毎の区別はできないが、公告ペー
のか。	ジへのアクセス数は確認できる。
・予定価格はどのように決めているのか。	・市場価格での単価を積み上げて積算をする
	方法、業者の見積もりによる方法と、これら
	からこちらに有利な内容を組み合わせて作
	成する方法がある。
・予定価格と契約額が一致しているものが	・システム保守等専門的なものは市場価格が
見受けられるのはなぜか。	ないため、業者の見積もりがそのまま予定価
	格となり、当該業者が落札する場合があるた
	め。
・「会計システムアウトソーシング」や「ハ	「会計システムアウトソーシング」はパッ
ローダイヤル」のように契約額が前年度と	ケージの使用料であり、内容が変わっていな
全く同じものがあるが不自然ではないか。	いため料金が同額である。「ハローダイヤル」
	は公共料金に準じ定価制であり、契約内容を
	変更していないため同額である。

・契約額の低下によるサービスの低下はないか。

・基本的には仕様書でサービス内容を指定しているため、仕様通りでなければ契約違反になることから、そういった事例はない。

(2) 総括

・平成22年度上半期における前回競争性 のない随意契約であった契約13件につ いて、その内、1件については一般競争契 約に、1件については企画競争に移行し た。また、3件については、事前公募を実 施しており、3件について平成23年度契 約より事前公募を実施予定である。

残りの5件については、今後も引き続き 契約内容から随意契約とすることがやむ を得ない契約と考える。

- 2. 平成22年度上半期における前回一者応
- (1) 該当の契約11件について

札・一者応募であった契約の点検

- ・「露出展示品 I PMメンテナンス」のように前回一者応札で今回も一者応札の契約で業者が入れ替わっているのはなぜか。
- ・契約額の低下による質的な問題はないのか。
- ・応札者が2社で落札率100%となっている契約はなぜ生じているのか。

・一般競争、事前公募等を行ったが一者応 札・一者応募となってしまったものについて は、十分な公告期間を確保したい。

- ・発注者側としては、そのあたりの事情は計り知ることはできない。発注内容の変更に伴い、業者が入れ替わったものと推察する。
- ・仕様書により最低限は担保されている。
- ・見積採用者が当該価格にて落札したためである。

・15日間の目標公告期間ではなく、公告期間が12日間となっている契約があるのはなぜか。

・一旦仕様書を作成しても、見積価格が予算を超過する場合には仕様を見直すなど仕様書の作成に時間がかかる場合がある。予算との調整に時間がかかることもある。来年からは緊急性のない場合は15日以上を確保するように改善する。

(2) 総括

・平成22年度上半期における前回一者応 札・一者応募であった契約11件につい て、その内、4件については、公告期間等 の見直しを実施し、改善が図られている。 残り7件については、今後さらに公告期間 の見直しを行う必要があると考える。 ・今回引き続き者応札・一者応募であった契 約については、仕様の早期策定、公告期間の 見直しを行いたい。また、今回改善の見られ た契約についても、引き続き公告期間の確保 に努めたい。

- 3. 平成22年度上半期における競争性のない随意契約の点検
- (1) 該当の契約21件について
- ・九博での陳列品修理が装こう師連盟のみであるのはなぜか。
- ・一者しかない場合に、陳列品修理の金額 交渉はどのように行っているか。
- ・九博建物内に修理所があり、陳列品を必要 以上に動かさないようにすることが望まし いためである。
- ・修理仕様書の作成過程で交渉している。また、修理の内容により修理作業中に仕様書を 変更する必要が生じ、契約金額を変更する場合もある。

(2) 総括

- ・平成22年度上半期における競争性のない随意契約21件のうち、12件は文化財の購入・修理、公告の掲出等、2件については、一般競争を行ったうえでの不落随意契約であり、随意契約とすることが妥当である。残り7件については、23年度から一般競争及び公募に移行する予定となっており、妥当と判断する。
- ・自ら改善することとした内容にもあるが、 システムの保守等については、可能である限 り真に競争性がないか事前公募を実施する こととしたい。また、文化財の輸送に関して は先方による指定等の事情がある場合を除 き、今後同種の契約の際には一般競争を実施 する予定である。
- 4. 平成22年度上半期における一者応札・ 一者応募の契約の点検
 - (1) 該当の契約30件について
 - ・契約によって公告期間の違いがあるのはなぜか?
 - ・九博の「監視業務」の昨年度実績について知りたい。
- ・政府調達か、それ以外かで公告期間の基準 が異なる。なお、政府調達に該当するか否か は契約種別により金額が定められている。
- ・昨年度の実績は89,145,000円である。なお、特別展などにより毎年仕様が異なるため、一般競争に付しても価格が必ず下がるとは言えない。

(2) 総括

- ・平成22年度上半期における一者応札・一者応募の契約30件のうち、25件については、20日間以上の十分な公告期間の確保や業者への声かけを行っており、妥当である。残り5件については、公告期間の
- ・いずれの契約についても、20日以上の公告期間を確保するように努めたい。また、可能なものは業者への声かけ等を積極的に行うこととしたい。

見直しが必要である。

- 5. 平成22年度上半期におけるその他案件 の点検
- ・「国宝寄託品動産総合保険」の予定価格と 契約額の差が大きいのはなぜか。
 - 険内容の見直しも含めて有利な契約となる よう保険会社を競争させているため、毎年契 約額は下がっている。なお、対象が寄託品な ので評価額が変わることも契約額に影響し ている。

・保険ブローカーに入ってもらっており、保

- ・保険会社は契約額より支払能力が問題に なるが確認は行っているのか。
- ・本部の人材派遣契約は応札が18社も来 ているにもかかわらず、落札率が高いので
- ・こちらでソルベンシー・マージン比率(支払能力の指標)などについて確認している。
- ・予定価格の段階で厳しく見積もりをしていたため、契約額との差があまりなかったと考えている。

(2) 総括

はないか。

・平成22年度上半期におけるその他案件56件については、適切な契約が行われており、妥当と判断する。